

国土交通大臣許可業者 各位

## 「経営事項審査の改正」及び 「改正に伴う再審査申立」のお知らせ

平素は、国土交通行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、平成30年4月1日より、経営事項審査が改正されます。  
つきましては、以下のとおりお知らせします。

### ◎改正内容

(1) W点のボトム撤廃（社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化）  
現行制度上、「社会性等（W）の評点が0に満たない場合は0とみなす」とされているところ、これを0とみなさず（ボトムを撤廃し）、マイナス値であっても合計値のまま計算する。

(2) 防災活動への貢献の状況の加点幅拡大  
現行制度上は、「防災協定を締結している場合に15点の加点評価」とされているところ、「防災協定を締結している場合に20点の加点評価」と改める。

(3) 建設機械の保有状況の加点方法の見直し

①現行制度上は、1台につき加点1点のところ、加点テーブルを下記のとおり見直し、少ない台数でも建設機械を有する企業を高く評価する（最大15点は現行と変わらず）。

|    |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 台数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 点数 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 12 | 13 | 13 | 14 | 14 | 15 | 15 |

②営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする。

（詳細は別添「概要資料」をご参照ください）

### 1. 申請書様式について

- ・今回の改正においては、申請書の様式変更はありません。従前の申請書様式をお使い下さい。

## 2. 改正に伴う再審査申立について

### ①再審査申立の対象

再審査申立をする日において、結果通知書の有効期限〔審査基準日（決算日）から1年7ヶ月〕が残っていることが必要です。

### ②再審査申立の受付期間

平成30年4月1日から平成30年7月29日までとなります。  
この期間以外の申請は認めません。

### ③再審査申立書の提出先、提出方法

従前のおり主たる営業所の所在地を管轄する各府県の担当課へ提出願います。

### ④再審査の手数料

無料

### ⑤再審査申立の申請書類

- イ. 経営規模等評価再審査申立書（建設業法施行規則別記様式第25の11（別紙1、別紙2、別紙3含む。））
- ロ. 現在有効な経営事項審査結果通知書の写し
- ハ. ロを申請した際の経営事項審査申請書の写し一式

※添付書類（工事経歴書）は不要です。

※確認書類は、営業用大型ダンプ車（改正内容（3）②）に関する書類のみ必要です。それ以外は不要です。

※営業用大型ダンプ車に関する確認書類は、下記のうち該当するものをご提出下さい。

- ・建設機械の保有一覧表（従前分+営業用大型ダンプ車）
- ・営業用大型ダンプ車の売買・譲渡契約書、リース契約書の写し
- ・営業用大型ダンプ車の誓約書（審査基準日より1年7ヶ月のリース期間がないリース契約で、更新又は買取りする事が明確な場合）
- ・営業用大型ダンプ車の車検証の写し（「(建)+小印」の記載があるもの）

### ⑥再審査を受けた場合の旧結果通知書について

再審査による新結果通知書を受けた場合についても、旧結果通知書については、発注者が当面競争参加資格の確認等にあって活用することも想定されますので、回収は行いません。

## 3. その他

**※再審査は必須ではありません。再審査を受審するか否かは申請者の判断となります。**

**※受審しない場合においては、既存の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が有効です。**